

平成 25 年度第 1 回東久留米市社会福祉審議会議事録

1 日 時

平成 25 年 7 月 24 日（水）午後 7 時 00 分～午後 9 時 12 分

2 場 所

市役所 7 階 701 会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕 川村会長、磯部副会長、加藤委員、當麻委員、福地委員、有賀委員、石浦委員、岩田委員、松永委員

〔事務局〕 鹿島福祉保健部長、西川子ども家庭部長、宮崎福祉総務課長、秋山障害福祉課長、田中介護福祉課長、原田健康課長、相川子育て支援課長、長沢保育課長、田之上子ども家庭部主幹

〔コンサルタント〕 1 名

4 次 第

（1）開 会

（2）審議会の運営方法について

- ① 会議の公開 ② 会議録の作成

（3）諮問書の交付

（4）地域福祉計画第 3 次改定について

① 地域福祉計画改定等の進め方について

○資料 1 委員会設置要綱 ○資料 2 計画改定等のスケジュールについて

② 現計画（平成 17 年度～26 年度）の進捗状況について

○資料 3 地域福祉計画進捗状況調査表

③ 地域福祉計画第 3 次改定について

○資料 4 地域福祉計画第 3 次改定について

○資料 5 地域における「新たな支え合い」の概念、地域における「新たな支え合い」と自治体の役割

○資料 6 地域福祉計画と他の福祉計画の関係、各計画の計画期間

④ 地域福祉に関する意識調査について

○資料 7 設問設計案

⑤ 団体ヒアリングについて

○資料 8 考え方・フロー案

(5) その他

(6) 閉 会

5 質 疑 等

(1) 開 会

事務局：本日はお忙しいところ、ご出席頂きありがとうございます。只今より平成25年度第1回東久留米市社会福祉審議会を開催します。私は会議冒頭の進行役を務めさせていただきます、福祉総務課長です。よろしくお願いいたします。本日の会議開催につきましては、委員2名より事前に欠席連絡を頂いておりますが、他の委員は出席しております。出席委員が半数以上に達しておりますので会議は成立しております。

(2) 審議会の運営方法について

2点について、再度確認をお願いします。

①会議の公開について

会議の傍聴を希望される方がいる場合には、傍聴を許可します。

②会議録の作成

会議録は全文筆記として、会長発言は「会長」と表記しますが、他の委員発言については一括して「委員」として整理します。以上、確認します。

(3) 諮問書の交付

事務局：この審議会は、東久留米市社会福祉審議会条例第2条に規定してある通り、市長の諮問に応じ、社会福祉に関する重要事項について調査審議し、市長に報告することとなっています。条例の規定により、市長より諮問書を会長に交付します。

市 長：

1 諮問事項「東久留米市地域福祉計画第3次改定について」

2 諮問理由：平成17年3月に策定した東久留米市地域福祉計画（第2次改定）は、来る平成26年度をもって計画期間が終了する。

地域福祉については、行政が各法に基づいて提供する公的な福祉サービスだけでは解決がむずかしい生活課題に、いかに対応するかの方策を検討することが求められている。これまで、住みなれた地域でその人らしい生活が送れるよう、地域で活動するさまざまな団体、個人等の手が差しのべられてきた。一方、孤立死、閉じこもり、子育ての不安といった、地域でのつながりが薄くなっていることに起因する社会的な問題が生じている。

戦後の都市形成期において東久留米市は全国的にも稀な人口急増を経験し、いま、人口が横ばい状態にありながら高齢化率は30%に近づこうとしている。

この成熟社会にあって、個人の尊厳が保持され、心身ともに健やかに、かつその有する能力に応じて自立した生活が営めるよう、公的な福祉サービスでは手が届かない生活課題に対して、自助の営みを補完する地域における互助のしくみ、支え合いのしくみをどのように構築していくのかを検討する必要性がますます高まっている。これは、高齢者、障害者、子ども・子育て等に相通じる地域福祉の重要な課題と認識する。

以上の基本的な認識のもと、東久留米市地域福祉計画第3次改定のあり方について審議を求める。

3 答申期限：平成26年11月7日

以上であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

事務局：市長は所用のため、退席させていただきます。

（4） 地域福祉計画第3次改定について

①地域福祉計画改定等の進め方について

会 長：市長から地域福祉計画第3次改定に向けての諮問を受けました。来年11月7日までに答申としてまとめることになります。委員の皆さまからのご熱心なご意見をお願いして会を進めたいと思います。よろしくお願いします。

まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局：配布資料は1～8です。漏れがないか、確認をお願いします。

◆資料1. 東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱

◆資料2. 東久留米市地域福祉計画改定等のスケジュールについて

◆資料3. 東久留米市地域福祉計画進捗状況調査票

◆資料４．東久留米市地域福祉計画第３次改定について

◆資料５．地域における「新たな支え合い」の概念、地域における「新たな支え合い」と自治体の役割

◆資料６．地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係、各計画の計画期間

◆資料７．地域福祉に関する意識調査の設問設計案

◆資料８．団体ヒアリングについて：考え方・フロー案

最後に、東久留米市の白図を用意しました。

会 長：漏れはございませんね。それでは、資料１、２について事務局から説明をお願いします。

○資料１ 委員会設置要綱

○資料２ 計画改定等のスケジュールについて

事務局：５月２２日に定めた東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱の内容について説明します。

資料１として、平成１７年３月改定の東久留米市地域福祉計画の改定及び東久留米市障害者計画の策定に係る事項を検討するため、東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会を設置しました。庁内の地域福祉に関係する各部署並びに障害者計画策定に係る関連部署の部長・課長が委員となっています。まずは庁内で東久留米市地域福祉計画の検討委員会を設置して、審議会開催にあわせて庁内でも同じように検討していくという内容になります。

何故、障害者計画検討委員会も並列になっているかというと、地域福祉計画と検討内容が類似する部署や個所が多いので、来年度作成する障害者計画についても一緒に検討するという内容になっています。

資料２のスケジュールについて。現状の東久留米市地域福祉計画は平成２７年３月で計画期間が終了することから、２５年度、２６年度と２カ年をかけて地域福祉計画の第３次改定を行うにあたってのスケジュールになります。

プロポーザルの募集実施並びに事業者決定は、地域福祉計画の改定作業等をサポートして頂く事業者を先月に決めました。市内事業者であるインテグリサーチに委託、改定作業等のサポートをして頂きます。

改定方針の策定については、今回の改定について検討委員会で揉んだもので、その内容は後ほど説明します。

市民意識調査について。これは市民向けのアンケート調査の実施時期等になります。今年度の８～１０月、３カ月かけて調査したいと考えています。

関係団体ヒアリングについては、９～１０月の２カ月くらいにわたると考えています。

調査報告書のまとめを１１月くらいから作成していきたいと考えています。振り返り評価もして行きたいと考えています。

社会福祉審議会は平成２５年７月が諮問時期になっており、第１回を今回開催させて頂きました。２５年度については今回含め４回実施予定としています。先ほど市長から答申期限を来年１１月７日との話もあり、平成２６年度は少し忙しいですが、１０月までに５回の審議会を予定したいと考えています。

庁内の関連部署の検討委員会は、社会福祉審議会と同様の回数を考えています。

骨子・素案の作成、アンケート調査が終わったら計画書の作成に移っていききたいと考えています。

各計画の動向の分析。資料６のそれぞれの関連計画、国や東京都の動向を踏まえた分析をしていきます。

パブリックコメント等は、素案が固まったら来年度に実施する予定です。

計画書の作成。２６年度に入ったらとりかかる予定です。

最終的な審議会答申を踏まえ、編集作業が終わって配布する時期は平成２７年３月ごろになる予定です。

会 長：ご質問、ご要望、ご提案等ありますか。

委 員：資料１について。地域福祉計画と障害者計画の検討委員会を２つ作るという意味ですか。

事務局：地域福祉計画の改定と次年度策定予定の障害者計画の策定について、庁内の関連部署がほぼ同じということで立ち上げたものです。２つの計画の検討を庁内で行っていくという意味になります。

委 員：地域福祉計画には障害者計画は入らないのですか。

事務局：地域福祉計画に障害者計画がリンクしていきます。

委 員：何故今回、障害者計画の検討委員会を作らなくてはならないのかを聞きたい。

事務局：１０年前の地域福祉計画第二次計画は、総合的な福祉計画になっていて、その中に障害者計画を包含する形で地域福祉計画ができていました。それがこの間、各自治体の動向を見ても障害者福祉サービスを規定する障害福祉計画は独立しているし、障害者計画

も密接な関わりがあるということで独立させるという動きになっています。他の高齢者計画などについても、それぞれ独立とした計画としてできているので、ここで障害者計画の方も独立したものとして策定していきたいと判断しました。ただ、地域福祉という横ぐしの中では、障害者計画も地域福祉計画との整合性についてここで書かなくてはならないということです。

委員：どうもよくわからない。

事務局：資料6のウラ面をご覧ください。ここに、行政の各計画の計画期間の部分がありますが、障害者計画もここに来て27年度に新たに策定します。

委員：だったら、障害者だけでなく高齢者も全部入っている。障害者だけに限定しないで高齢者、など、という検討委員会を設置するべきではないのか。何故、障害者だけここへ持ってくるのかが分からない。

事務局：理由の一つとしては検討の時期が重なっているという点があります。27年度からの改定ということで、別々の検討委員会が同じ時期に並行する事になってしまうので、メンバー的にひとつのものとして動かしたほうが効率的ではないかと考えています。

委員：27年度から障害者を別にするわけですか。

事務局：この間、障害者福祉を各市で独立させる動向になってきています。他の高齢者計画もサービス計画等が独立している中で、障害者計画だけが地域福祉計画に包含されているというもおかしな形になってきている。

委員：説明がわからない。

委員：前回の地域福祉計画で障害福祉を担当しましたが、高齢者の場合は高齢者福祉計画、介護保険事業計画の2つがある。障害の場合も、本来は2つ必要だったのだが、東久留米の場合は障害者計画、今回切りなはしてやるという計画を地域福祉計画に入れていて、障害者計画だけが1つしか無かったので、高齢者と同じように独立させたほうが良いのではないかと、各地域がそうになってきているので東久留米もそれに倣って分けたという経緯になります。

委員：わかりました。

会長：地域福祉計画などは福祉の全体的な計画です。障害者計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子育て支援計画などは個別計画という位置づけになっています。それが、庁内委員会で「なぜ障害者計画だけが地域福祉計画に含まれているのか」という疑義があります。そこは、今後の運営の中で、主は地域福祉計画で総合的なもの、従の障害者計画

は個別計画の一つと位置づけをきちんとすればよいのではないのでしょうか。

委員：私は環境基本計画とかをとりまとめました。「誰がやるのか」という部分をはっきりして欲しいというのが私の質問です。福祉計画は誰がどの部門がまとめるのか。計画書は誰が作るのですか。我々はどうしたら良いのですか。

事務局：骨子を作り、審議会で案を揉んで頂く形になります。主管は福祉総務課になります。検討委員会で作成します。

委員：案はあなたが出すのですか。

事務局：まずは骨子案を作って皆さまから意見を頂く。今回の調査に関してもそうですが、案を出してそこで揉んで頂くという形になります。様々な計画から地域福祉に根ざした計画にします。

委員：私は環境基本計画をとりまとめた。「誰がやるのか」という部分をはっきりして欲しいというのが私の質問です。福祉計画は誰がどの部門がまとめるのですか。計画書は誰が作るのですか。

事務局：主管は福祉総務課になります。検討委員会で作成します。

委員：どういう顔ぶれで計画書を作るのですか。タイムスケジュールがいつまでというのはわかるが、誰がというのが分からない。各課長の名前で原案を作って、検討委員会に上がってくるのですか。当審議会は、その原案をみて意見を出せばよいのですか。原案を作る時に参加することは無理なのですか。

委員：事務局と検討委員会で原案を作って、それをここで審議するという事でよろしいですか。

会長：他の自治体では、作業部会などが作るということでどうかと話をしたが、事務局と庁内の検討委員会、アドバイザーとしてコンサルタントが入って計画の原案を作る。私は、この中で、本当に地域福祉にご理解がある、あるいは汗を流してくれる人数名を選んで事務局・コンサル・庁内で案を揉んで提案を出して、審議会に出すということを他の自治体ではやっていて、それがオーソドックスだと思っているので憂慮している。

委員：この福祉計画は相当力をいれるべき。専門の各課長が立案するのは構わないが、立案して、次に審議会に提案して意見を求めるという流れは止めて貰いたい。もっと自由に出来るのでは？ 原案を作る時に、審議会のメンバーも立案に参加しても良いのではないか。

会長：まとめる立場なので、事務局検討委員会にお任せするのではなく、我々も何らか

の責任はあります。これは最初にきちんと押させておくべきところなので、意見があれば他の方も是非出していただきたいです。

委員：検討委員会とこの審議会とは情報のキャッチボールが出来れば良いと考えています。そのためには、検討委員会で議論する素材を我々に開示して頂きたいです。情報をキャッチボールするためには、お互い同じ情報を持った上でキャッチボールをしながら議論を進めていければ良いのではないかと思います。

委員：第二次改定の時も事務局提案という形で進めてきた。色々な意見は出たが、委員の意見も十分反映されてやっているの、持ち帰って再提案した事項もあり、その点については、我々の方で内容を検討して、課題のあるところは検討してもらったら十分進むのではないですか。

委員：関わるべきだと思うが、今までに特に問題が無かったのであれば、最後の決着を審議会で、結論は審議会で出すという形で良いのではないですか。

委員：審議の途中で、進捗状況において事務局から色々な提案をしてもらえるので、その時点で意見を出して、次回の審議会でまたそれを練りあげるという形になります。色々な資料が出てくるが、1回で意見を求められるわけではないです。進め方については、事務局が配慮すれば十分進められるのではないですか。

委員：自分は素人なので、一度に色々な資料が届くと、どのようなコメントをしたら良いのか分からず戸惑ってしまいます。ある程度、部分的にやり取りしながら進んでいくのであれば、素人なりに質問してやり取りが出来れば良いと思います。資料を頂いても「自分はなにをしたら良いのか」と思いながらこの場所に来ているので、分からないことは教えて頂きながら検討したり出来れば良いと思います。

委員：諮問の内容が、公的な福祉サービスでは手が届かない生活課題、共助・互助の部分を基本とした地域福祉計画をということなので、そういう意味で、この文章だと、割と予算のかからない部分の福祉計画を作ると言う感じで受け止めたのだが、その様な認識で良いですかというのが1点。

共助という部分では、広く市民が参加した方がよりよいのかと思うが、そこが我々がやらなくてはいけない部分なのかなと感じています。庁内の部長さん、課長さんが検討して頂けるということに関しては、自分は障害関係なので、庁内の色々な所で障害の事を語って頂き、障害の事を考えて頂けると良いと思います。議事録とかはありますか。開かれた検討委員会にしていいただければありがたい。

事務局：検討委員会の要点筆記はあります。

会 長：地域福祉はなにかという共通認識としてスタートしておく必要がある。個別の計画、これは基本的には行政主導の「公助」。地域福祉計画は全体的なもので「共助・互助・自助」の部分になります。市民の方を参加、啓発をする。市民の目線で公助の足りない部分や積み残した課題を提起するということだと思います。そういう意味では、個別計画はチェックしながらも、行政と協働でやる福祉計画、これが地域福祉だと思う。その部分をきちんと押さえておくということで、共通認識として頂ければ。庁内の検討委員会、事務局、コンサル、審議会とのキャッチボールのあり方、皆さんのご意見を頂きながらその都度チェックや検証をし、修正を施していく。審議会としては、会長・副会長の責任ということで皆さんの意見を反映させて頂く形で市民参加、行政との協働による地域福祉計画としていく。この点ご了解いただけたら、次の議題に移りたいと思います。

委 員：説明の中で、東久留米市地域福祉計画の３次改定の中には、公助・公的サービスの部分、自助の部分、共助の部分、どこまでが計画に入りますか。

事務局：事務局として考えているのは、資料５の部分。地域での互助というようなことを考えている。それと、先ほど会長がおっしゃった裏面のたまご型の図面、公助ではできない部分を考えていきたい。資料裏面の卵型の部分で、公助ではできない、網目からこぼれているような制度外のニーズ、制度の谷間にある市民への対応、その地域で生活している人にしか分からないニーズや社会的排除、複合的なニーズ、そういった部分に対しての考え方を地域福祉として、新たな支え合いとして立ち上げるというか色々検討します。

事務局：今の質問ですが、本来は地域福祉計画第３次改定というところでご説明しようと思っていた所ですが、それで良ければそちらにさせていただきます。

会 長：補足ですが、共助については、当然東久留米市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の改定、これも来年度改定で私が関わることになっている。社協の活動計画との連携も議論にあるのでご了承頂きたいと思います。

委 員：ここにある検討委員会のメンバーが、検討委員会を作るのは初めてですか。以前にもありましたか。コンセンサスはとれて案は出てくるのですか。

事務局：前にもありました。コンセンサスについても、その通りです。

②現計画（平成１７年度～２６年度）の進捗状況について

○資料３ 地域福祉計画進捗状況調査表

会 長：資料３について説明をお願いします。

事務局：資料３について簡単に説明させていただきます。

資料３は、今年５月に各課に依頼して今年３月末までの実績を踏まえて、今後の課題・方向性等をまとめたものです。３１頁に及ぶので、内容の変更等、主だったところだけ説明します。

４頁中段、新たに、「成年後見制度の利用促進」の項目を追加。当初無かったものです。
６頁中段、新設で「地域包括ケアの充実」。事業名を６つ、地域支援包括センターの充実、高齢者実態把握、高齢者安心生活調査、地域ケア会議、認知症ケア地域ネットワーク検討委員会を新たに事業名として追加しました。

上記２点が主だった変更点になります。

会 長：ご質問、ご意見はありますか。

委 員：第二次の進捗状況のチェックが、第三次計画のステップになると思う。検証をしてもらった中で、当初の計画と違うものが出ている。今挙げて頂いた項目以外に、現在完了しているものもあるが、今度の第三次計画を作る時に、第二次の進捗をチェックした結果をどうするのか、という考えも当然無ければいけない。そうでなければ意味がない。この中で重要視して欲しいと思うのは、重点事業でやっているもの。計画書が分かりにくい。番号が振られていない。１４９事業のうち、１７の重点事業があって、終わっているのが４つある、１・４３・７４・１０１が済んでいる。重点事業を取り上げて説明する時に、メリハリをつけたらどうですか。

会 長：もう少し補足等説明をお願いしたい。

委 員：二次の話はよく知らない。今説明があった所にプラスで強化されたとあったが、その中でも例えば役割を終えたものなどは整理されて、記載されているのは新規のものなのか、どう解釈したらよいのか分からない。どんどんと追加されていくのか、優先順位が低いものは整理されていくのか。

事務局：新たに立ち上げる事業は整理されていると考えている。

委 員：全ての項目について経費は発生するものですか。経費をある程度考慮しながら新しいことをやっていくという解釈で良いですか。

事務局：そうです。

会 長：ニーズとサービスとのマッチングが第一。もう一つは、国や都の動向や意向。東久留米市のまちの過去・現在・将来の移り変わりをどう反映させていくかということ。ニ

ーズであれば市民の意識と要望を総合的に見ていく。当然スクラップされるもの、新たにビルド、新たに作ることもある。そういう意味で、新規のものは、国の法律に基づくものがある。その辺りをメリハリ、濃淡をつけてP D C Aサイクルをまわしていかないとけない。計画した、調査したが実態がついてこない。「何のための計画か」ということになる。自戒もこめて。自分も東久留米に20年以上関わっているが、地域福祉に関しては、自分自身が今までなにに関わってきたのか、市民の方に見えるような形としてやってきたのかな、という感じがある。そういう意味では、議題の4、5の辺り、東久留米の地域性をきめ細かく見る事が大事ではないか。そういう事で、急遽東久留米の市街地図を出していただいた。地域が変わる所、変わらない所、こういった所を見ながら議論することが大事。マクロの視点で、あるいは短期・中期・長期といった向こう10年を見て考えることが大事。1～2年でどこまで出来るのかを自分は心配している。財源が必要な事業もあるかと思うが、財源はなくても知恵で工夫することもありえる。地域力をどう出していくかという所が地域福祉計画ではないかと考えます。

委員：資料に追加していただきたい部分があります。ページ23の104「くるめ塾よろずや大学等」。くるめ塾というのは、現在社協さんがやっておられるのですか。よろずや大学は久老連がやっているのですか。久老連の実績は23年度の参加人が301名で延べ人が5960名。24年度参加人が317名で延べ人6400名とある。よろずや大学がこの資料から消えてしまっている。

委員：久老連は民間団体、自主団体。くるめ塾は社会福祉協議会がやっているので報告があったのではないか。

委員：平成5年5月に開講している。24計111項目。ここに久老連471, 500円とある。22年度の所。この原資で運営しているのですか？ この資料では読み取れない。

事務局：把握してなかったので調べます。社会福祉協議会の補助金になる。

事務局：社協からの補助金を通して運営している。市では把握できていない。

会長：マクロの視点が大事。各課の部署の情報、補助金を出しているのであれば、その実績を汲み上げて情報として載せることが大事。他にもあるかもしれないので精査して頂きたい。委員の方も持ち帰って精査し、事務局にお伝えして欲しい。より正確なものになる。次回の審議会に精査したものを事務局から再度提示してもらうということでお願いします。

③地域福祉計画第3次改定について

○資料4 地域福祉計画第3次改定について

○資料5 地域における「新たな支え合い」の概念、地域における「新たな支え合い」と自治体の役割

○資料6 地域福祉計画と他の福祉計画の関係、各計画の計画期間

会 長：次に地域福祉計画第3次改定について、資料4、5、6に沿って説明をお願いします。

事務局：資料4、東久留米市地域福祉計画第3次改定について。はじめに地域福祉計画は社会福祉法第107条で「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」と規定されている。107条の内容は大きな柱が3つあります。

- (1) 地域福祉における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項

それと、社会福祉法第107条に加えて、厚生労働省が平成19年8月10日に要援護者の支援方策について、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を定め全国に通知した経過があります。これは、災害時等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に関わる状況の把握・共有、安否確認の方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう要請したものとなっています。

更に、厚生労働省は平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」を取りまとめた中で、主要な論点として、「地域における新たな支え合いを求めて、住民と行政の協働による新しい福祉」が提示されている。この概念をまとめたものが資料5の表になっています。地域における新たな支え合いの概念。ここで言う「自助」「地域での互助」「公助」という部分でわかれており、真ん中の地域での新しい支え合いの概念と担い手、ならびにそういったニーズ・課題等が含まれ、地域での支え合いということを計画に織り込むよう提示されているというような表になっている。

資料4に戻るが、平成23年度東久留米市長期総合計画の基本目標の一つでもある「健康で幸せに過ごせるまち」では、地域福祉基盤の育成強化の必要性・重要性を述べている。それが、下の太字になっている文章になります。これは、誰もが安心して地域で暮らせるまちを実現するために、市民・地域で協働する様々な団体との協働を進めながら支援を必

要とする市民のニーズに合ったサービスを選択することができるしくみづくりを推進していく。また、協働を基本とした地域福祉の実現には市民相互の支え合いが不可欠です。そのために市民、地域、様々な福祉活動に取り組む団体が地域福祉への意識を共有することが求められます。更に、社会福祉協議会の事業を活用し、ボランティア活動への参画のきっかけづくりや活動を継続しやすい環境作りにより地域福祉計画を支える人材育成、活動基盤の安定を図ることが重要です、というように東久留米市長期総合計画の中にも謳っています。これを踏まえて、地域福祉の基盤・育成強化、基本的な方向性として4点が挙げられています。

(1) 市民誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が出来るよう、地域福祉計画を着実に推進し、総合的なサービスの支援を行います。

(2) ボランティア活動の活性化を図るとともに、民生委員・児童委員、社会福祉団体、NPOとの連携、ネットワークを深めるための活動を支援します。

(3) 支援を必要とする市民のニーズに合った福祉サービスの提供、地域福祉活動を支える人材の育成や確保などの支援に努めます。

(4) ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の非常時サポート体制の整備を支援します。

今回の第3次改定は社会福祉法の趣旨及び国から示されている要援護者の支援方策、並びに研究会報告書をベースにおきながら東久留米市長期総合計画を示す方向に即して地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討を進めていきたいと考えています。それについて「計画改定の体制と過程」では、資料6の裏面にある行政の各所管の計画が示されているが、行政全体での取り組みが地域福祉計画には不可欠であるので、地域福祉計画検討委員会の設置運営に至ったという経過であります。

(2) の社会福祉審議会での審議は、市長の諮問に基づいて地域福祉計画の改定を審議していただく。社会福祉審議会は、先ほどの原則公開・並びに傍聴を受け付ける体制を整えます。諮問事項に対する一定の取りまとめがなされた段階で広く市民意見を聴取するため、パブリックコメントを行っていきます。

(3) のヒアリング、意識調査は、関係者からのヒアリング、市民意識調査を実施します。

(4) の地域福祉計画の目標の設定は、地域福祉の推進を具体化・具現化するうえで、個別施策については計画の目標を可能な限り数値的に示すことが望ましい。しかし、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標には馴染まない項目も想定されるため、定性的な

目標設定を考えなくてはいけない、考慮するとしています。

(5) の市社会福祉協議会との連携ですが、社協には、地域福祉活動計画があるので連絡を密にとって練りあげていきたいと考えています。

(6) (7) の社会福祉法人、NPO等の期待、民生委員、児童委員さんへの期待というような点にも留意していきたい。

(8) の計画期間については、今回の改定計画は、地域住民等、地域福祉推進の担い手、役割を期待することから、一定の啓発期間が必要になります。よって、参加の風土づくりを進める趣旨から、現計画と同様計画期間を10カ年とします。必要に応じて計画の見直しを行う旨の記述も明記します。改定した計画の実施状況を定期的に点検することとし、社会福祉審議会には計画の進捗状況の審議を依頼します。計画は策定後速やかに概要を公表し、東京都等へ提出します。

(9) 他の計画との関係は、それぞれ異なる根拠法に基づき、高齢者・障害者・児童の対象者ごとに計画が策定されているが、これら既存計画の地域福祉に関する内容とリンクさせていきます。

以上のように、第3次改定について考えております。

会 長：ご意見、ご質問があればお願いします。

委 員：諮問の趣旨としては、大切なことは共助ぬきに語れないので、その部分を強化していこうという趣旨ですね。そこで、客観的な状況として人口が横ばい状況と高齢化率が高まってくるという問題があつて、それをどうするか、住宅の問題も含めて、ハードとソフトを合わせてセットで考えていこうという趣旨ということですか。

事務局：諮問書の中にある通り、公的な福祉サービスが届かない生活課題に関して自助の営みを補完する地域の互助のしくみをどのように構築していくか、というのがメインになります。

委 員：昨日開催された厚労省の都市部の高齢化施策に関する検討会で、明治大学の住宅関係の専門の先生から、出口戦略として地域内の住み替え需要が増えていく可能性があるのではないかという話が出ている。そういった大胆なことも地域のアンケートで色々な意見が出てくれば、そういうことも議論の対象になりますか。

事務局：今回の3次改定の一番の趣旨は、いろいろな公共サービスはあるが、それぞれの公共サービスの横ぐし的なもの、サービスを利用する市民の方が利用しやすくするために、いろいろな情報を提供したり、この資料5で示している「地域の互助」、つまり住民に参

加して頂いて、いかにお互い助けあっていくかと言うことを中心に議論をして頂き、そういうシステムを作っていく。今回の計画はそのために10年間かけてやっていくということを皆さんにご披露頂いて、新たな地域福祉計画を進めて参りたいと考えています。どんな意見を言っていたきたい。

委員：市の総合計画みなそうだが、緑の基本計画をまとめるときの委員をしていたが、その時に「市の計画は市長が作るものではない、市の幹部が作るものではない、市民が作るものだ。市民による市民のための計画をベースにする」という風に冒頭で言った。そのためになにをするか？ 皆、自分の持ち分があるから考えろと話をしたので、今の説明で安心しました。

会長：まさに、地方自治の原点に立ち返って考える。地域の自治力。共通認識を持ってスタートラインに立ちたい。後は、具体的な戦略。

委員：民生委員・児童委員への期待というところ。民生委員は定員80人に対して61人。都内で民生委員がこれほど欠けている地域は無い。東久留米は何故、民生委員が生まれないのか。やれる人はいっぱいいるはずなのに、何故なれないか？と考えると、「やってもよい」と言ってくれる人は全部高齢者。男性は65歳までは働くので、引き受けるのはそれ以降。男性が非常に少ない。児童委員も兼ねるとなるので、男性だけではまずくて、女性が必要なのだが、女性ばかりだと、色々なところに共助のための関連が作りにくい。少なくとも男女半々にして欠員が無いようにしたい。そのためには、例えば市役所や商工会議所で定年になった人等が、もうちょっと市のために協力するということをしないと、とても定員が埋まらない。本当は定員も120人くらい必要。それくらいいないと、共助のなかの音頭取りとして入るということは、居ない所は苦しい。それと、民生委員もいない、自治会もない、防災組織もない、なにもないという所に基本のしくみ作りをする。「自治会を作りたい」という若者はいるが、どうすればよいのかわからない。何故自治会が無いかというと、今までの古い人たちの自治会に入れない。「定員いっぱいだから」と入れてもらえない自治会が多い。そういう自治会は老齢で弱体化していく。「防災？ なにそれ？」という感じになってしまい、共助について考える余地がない。まずは自治会をつくる仕組みづくりをもう少し強力に推し進めることが必要だと。

会長：東久留米に限らず、都市部の自治体は多かれ少なかれ民生委員の固定化・高齢化、人口減少に伴う若い人が居ないということがある。東久留米はNPOなど独自に活動されている、民生委員とは別の市民活動がある。二極化三極化、いつまでも民生委員だけでは

ないのかという感じもする。時代が変わっている感じもするが、民生委員は歴史もあり大事なので、地域自助を進めていくためのキーマンだから深刻な問題。そういう意味では、自治会も活性化していかなければいけないという意味では、改めて課題として提起されたのかと思います。地域の組織力の問題は、まだ他にもご存じの方がいらしたら、東久留米の実情としてお伺いしたい。NPOは沢山あると思うのだが、バラバラの様な感じもする。まとまれば、すごい力になると思います。

委員：現在、老人クラブで取り組んでいるのは、児童の登下校のパトロールを組織的に、現在20クラブくらい活動している。活動人員は平均10人くらい、約200人の人が実績としてある。活動回数はそれぞれだが、我々の取り組みとしては、無理をしないこと、危険に動かないを基本としてやっている。月に1回は意見交換会を開いている。そういうのも地域力になるのかなという感じがします。文章を読むと、自治会も老人会もない。協力団体が漏れている所があるのではないか。それらが地域力になっていると思う。民生委員と接する機会もあるが、民生委員より細かいフォローができていているという感じもする。

もうひとつ。我々5～6年前から「支えられる老人クラブ」ではなく「地域を支える老人クラブ」という認識でいます。今までの老人クラブは、地域に支えられていたが、とにかく支える老人クラブになろうと、全国的にそういう動きになっています。

委員：高齢化率30%に近づこうとしている、と諮問書にあります。メンバーを見ると、いわゆる高齢者という括りの方が何人も参加されている。高度成長期の日本を支えてきた方、地球規模で働いてきた方など、色々な経験をされてきた方を「支える老人問題」、高齢者という括りで考えるのではなく、培った経験を地域の互助のなかで、市民にも分けたいと思います。

委員：おふた方の発言の内容は諮問書に書いてある。「個人の尊厳が保持され、心身ともに健やかに、かつその有する能力に応じて自立した社会が営めるよう、公的な一方的な福祉サービスでは手が届かない生活課題に対して、自助の営みを補完する互助のしくみ」とある。その中に高齢者や障害者の中でも色々な能力を持っている人がいらっしやる。そういった人たちが、お互い能力を出し合って、地域で支え合えるような環境づくり。そのための地域福祉であると思う。同じようなことが、7月18日に国の社会保障審議会障害者部会で、地域社会での共生の実現にむけて新たな障害保健福祉施策のための関係法整備のための法律の概要、いわゆる総合支援法の説明がある。要は、共生の社会をどうつくっていくか、それは支えるしくみではなく、支えあうしくみとしてどう作っていくかというこ

とだと思ふ。

会 長：今挙げていただいた課題などは、議題④の意識調査、議題⑤のヒアリングに関わってくるようになります。

④地域福祉に関する意識調査について

○資料 7 設問設計案

⑤団体ヒアリングについて

○資料 8 考え方・フロー案

事務局：資料 7、8 について。地域福祉計画の趣旨に即した設問項目を前回調査に追加しています。新たに追加した項目は、問 8、9 ①②、10、11、12、13、14、15、16、27～30、31 自由記載。集計時に性別年齢別の他に、地域の愛着度の有無、地域活動・ボランティア活動の経験有無などを設問間クロスも合わせて行います。

市民と行政との協働をどう進めていくかの検討、それに対するデータの分析を行います。

資料 7 最後のページ、問 30 設問（5）は「どのような場合でも支援はできない」と訂正をお願いします。

資料 8。東久留米市地域福祉計画改定団体ヒアリングの狙いは記載の通り、新たな地域福祉のあり方を踏まえた市民や行政との協働のあり方について、市民団体・施設の意見、要望等を把握していきます。今後、地域福祉をコーディネートするしくみ・機能を構築することを想定してどのような役割と機能を担うべきかなどについてご意見を把握します。災害時要援護者対策を計画に加えるにあたり、想定される協働のイメージ、具体的な対応・方策等を把握していきます。その他所属団体・施設において、地域福祉を推進する上での課題・要望等を把握していきます。そういったものを把握するにあたっての進め方は、挙げた課題について各団体に個別自由に回答して頂く形式でアンケートを取りまとめます。ヒアリングについては、市民・団体・行政の協働、地域課題解決のコーディネート機能のあり方を検討するためにワークショップ形式で開催実施を想定しています。話し合うことで問題解決に向けた新たな協働の具体的なイメージの共有を図って、計画に反映させることを目指していきます。

会 長：ご意見、ご質問はありますか。

委 員：7 設問 20、設問が難しすぎるのではないか。福祉サービスに関する情報とは何か、イメージできますか？ 答えづらいのではないか。もう少し易しい内容、答え易い設

問にしたらどうですか。

環境の悪いことは書かないでほしい。「東久留米は水があって緑があってここに住みたい」という人が結構いらっしゃるので、イメージを壊すような設問は止めて欲しい。

委員：1,500 人を無作為に選ぶとあるが、住宅も新しい家から古い団地もあつたりで、状況が全く違う人達が沢山住んでいるので、まんべんなく意見を取るべきではないですか。サンプルが少なすぎるのではないですか。

事務局：住所はチェックします。あくまでも 20 歳以上、担い手という部分から考えて 80 歳とか 100 歳とかは除くようにします。1,500 人という数字は、市民 115,000 人の中の 1,500 人。様々な制約もあり、1,500 人と決めました。

事務局：8 ブロックに分けて、年齢も年代で分けて電算で抽出するので、偏ることはなく、まんべんなく抽出出来るようになっています。1,500 サンプルは予算的な話もあり、回収率を含めても十分なサンプル数となります。

委員：抽出する順番、何人ぐらいが適正なのか、根拠などあるか。

事務局：自治体で市民意識調査などを行う場合、一般的には人口の 1 % 抽出でやっている自治体が多いです。

会長：本来は悉皆^{しつぱい}調査をやるべき。65 歳以上全部。以前、23 区のある 33 万人区で、65 歳以上高齢者 6 ～ 7 万人いたが、1 億かけて悉皆調査をやった。そういう自治体もある。地域性も見なくてはいけない、だから 8 ブロックになったと思うのだが、ふれあいのまちづくりを考えれば、14 の小学校の区で集計をかける前提で作るべきではないか。

また、仮説を立てる。色々な調査をしてきたと思うが、東久留米のなにが足りないか。周辺地区に比べてコミュニティバスが未だに無い。皆欲しがっていると思う。イオンができたが 2 ルートしか無く 1 回 100 円取っているが、利用者が結構いる。調査しなくても、そういうものが必要と分かっている。西東京市は赤字だが、武蔵野市だけは黒字でやっている。黒字にするために住民が知恵を絞る。仮説を立てた上で調査票をつくり、クロス集計で結果をだし、戦略的な事業を第 3 次改定で出す。それが市民からの見える化に繋がり、市民の意識も上がる。この話を聞いた時に、まず「安全、安心な町に絶対しよう」と考えた。福祉だと、一般市民は福祉と言えば「まだ先の話、自分には関係ない」と考える人が圧倒的に多い。3. 11 以降、防災もそこに入れる。地域防災計画が改定されたわけで、セットにする。防災福祉という視点でやれば、今まで福祉に関心が無かった市民も意識が変わってくるのではないか。住まいもそうだと思う。東久留米の人口は減って行くと思う。

団地が古くなって限界団地になったり、シャッター商店街になったりする所がある。向こう10年の東久留米の町がどう変わっていくか、見通しは難しいと思うが、ある程度の予測は行政の責任としてしなくてはならない。行政が考えるだけではなく、市民が、「終の棲家として東久留米がいい」という様な計画にしなくてはならない。コミュニティバスとか地域福祉コーディネーターの話もあったが、ブランチをどういうものと位置づけるのか、地域センターとするのか地域福祉センターを活用するのか、NPOの方たちをお願いするのか、社協のふれあい町づくりとセットにするのか。そういう所を、仮説を立てて検証するような調査をすれば結果どうなるか。OKならそれを重点事業としてやっていけばよいと思います。

委員：アンケートの結果をどこに結びつけるか。私の考えだが、日本の医療制度を根本的に改めるべき。かかりつけ医についてどう思うか、賛成してくれる人が多いと思う。日本の医療費が高額というが、やり方次第。できれば、そういうアンケートもユニークだと思います。設問がいかに大事かというところで、仮説を立てることが大事だと思います。

会長：欧州はかかりつけ医をやっている。主治医を通さないと、総合病院などで受け付けないしくみになっている。日本ではなかなか整備出来ないのだが、かかりつけ医制度をやることは、介護保険を主治医に出さなくてはならないのだから、大きな仮説として是非盛り込みたいです。

委員：日本は過保護過ぎる。いたれりつくせりではだめだと思う。

委員：資料4、2Pの4つの項目について、それぞれに支援を行うとあるが、支援の具体的な内容について。支援というと、具体的な何かがないと支援にならないのではないか。ルールとかお金とか、仮に互助だとすると、互助の範囲は広いものかと思うが、どのように解釈したら良いですか。

事務局：資料5裏面にある地域における新たな自治体の役割という部分で、互助と公助を結びつけるためには、やはり地域福祉のコーディネーター役が必要になってくると考えています。コーディネーターが行政の公助・互助と地域を結びつける役割となるので、人材の育成が課題。コーディネートによって期待される効果、市民生活の課題の早期発見や住民の支え合いによる支援を広げる、制度に縛られないことや生活課題にも対応できる、住民の自発性の共生や、専門機関など地域におけるコーディネーター役がどうしても必要と考えている。

事務局：担い手というところで、我々が想定しているのは、住民やNPOなど、そういう

人たちがそれぞれ独立している。その人達をどうやってまとめていくかというところが重要なポイントになると考えています。先ほど有賀委員から話があったが、例えば老人クラブは地域に密着して子供たちを見守ることをやって頂いたり、他にも色々な活動をしている。その方々が更にもう一つ我々が考えている福祉計画の中の、例えばある福祉を利用するにあたってどのように利用したら良いのかを疑問に思っている人がいて、そういうものに手助けをする人達を育てて行きたい。その人達を育てて行くためには、地域の福祉コーディネーターみたいな人がいて、その人が中心になってそれぞれ地域の人達をつないで行ってもらいたいと考えています。その人達が人を集めることによって、組織がなりたって行って、先ほどの手助けの担い手になってもらうイメージ。今回、あくまで市の考え方だが、地域包括支援センターが市に3カ所あり、そこに例えばコーディネーターを置いて、そこにいる包括の職員や民生委員・児童委員、老人クラブの人などを一つの組織として集結させて地域の担い手を作っていきたい。その担い手を作っていくというのが、今回の地域福祉計画だと考えている。

委員：色々な権利はあるが、知らなくて享受できない人にたいして情報提供をする、知恵を持った人（コーディネーター等）を市のバックアップでまとめていくという解釈でよいですか。

事務局：そういった組織を作っていくという形。会長さんが言われたのは、いきなりは出来ないから、今回の計画で皆さんに協力していただきたいのは、「この地域でやってみよう」と決めて、そこを一定期間集中的に見てもらって、そこで課題を抽出して他の地域に広げていく。10年間と決めたなかで最初の3年間で課題を抽出して、残りの7年を使って市全体に広げていこうというやり方もあると伺ってなるほどと感じた。ただ、それは皆さんで議論していただいて、その方向で行こうということになれば、その方向で今回の計画をまとめていきたい。要は、地域をまとめて互助組織が作れていない。国も、それが一番の問題となっているということで、今回の地域福祉計画については「互助組織をきちんと作りなさい、その人達が中心となって、要援護者をどう援護していくか」ということ。要援護者については、市の計画にもあって、要援護者をいかに避難計画に連れ込むかというところは、実は自治会にお願いするというレベルでしかない。それを実際に動くようにしていかないと。今回の計画で進めて行きたいと考えている。

会長：スケジュール、資料2。意識調査の予定は8～10月、団体ヒアリングは9月を中心に。やはり戦略的な仮説を立てて見える化をしていく。それを市内の地域をモデル地

区にして長期的スパンで全市的に広げていくような方策が良いと言うことであれば、今日の議論を一度持ち帰って頂いて、調査票の質問項目あるいはヒアリングする団体、来年度のパブリックコメント、地域の懇談会を開くとか、あるいは我々自身が実際に地域を見ることも必要になるかもしれない。任意でもよいので、新たな審議会の具体的な戦略として、ご提案申し上げたい。まずは、地域を知ろう、地域に足を運ぼう。市民の声を直接聞こうと言うことでいかがでしょうか。

委員：賛成です。アンケート項目を抜本的に変えて行かないといけない気がする。可能であれば、アンケート項目も仮説検証型にするのであればどうしたらよいか、もう1回、審議会を開催してアンケートの骨子を作ることができないか。コンサルさんにも入って頂いて検証方法など検討する。

会長：1カ月遅らせることは可能ですか。

事務局：持ち帰って、2週間程度で事務局に問い合わせして頂ければ修正は可能。ページ数は10頁に抑えたい。

会長：仮説を踏まえて、現在の質問票を精査して頂いて、事務局まで連絡してもらう。

1週間以内をお願いします。ヒアリングについての団体も、提供側だけではなく、提供を受ける側の団体にも聞きたい。ヒアリング団体も推薦があれば同じく事務局まで連絡をお願いします。

事務局：事務局としても委員の皆さまに共通認識を図るという意味で市内を見てもらうような機会を設けたい。予算が無く報酬が払えないので、あくまで希望者という形になりますが、皆さんが合意して頂ければ日程を調整して連絡します。東久留米を知ってもらった上で今回の計画に参加していただきたいと考えています。

委員：涼しくなってからでよいのではないか。

会長：涼しくなってから実施でどうですか。

(5) その他

会長：次回の日程はどのようになりますか。

事務局：次回は11月予定。追って日時は連絡します。

委員：予算も少なく、審議会の開催も限られている中で、今後10年間審議会を続けていくのはなかなか難しい部分もある。メーリングリストを作って、委員の中でも情報交換ができるようなしくみをつくるのもひとつの手だと思う。継続的な議論をしながら作って

いく必要がある。

事務局：ご了解いただければ、アドレスを伺って対応します。

会 長：事務局にアドレスを提示して頂ければ、メーリングリストを作ってリアルタイムで情報交換するということで、審議会の別の形として進めたいと思います。

(6) 閉 会